

# 長野大学における人を対象とする研究に関する倫理要綱

平成29年鋼第11号

## (目的)

第1条 この要綱は、長野大学（以下「本学」という。）において、人を対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報・データ等を収集・採取して行われる研究（以下「人を対象とする研究」という。）を遂行する上で求められる研究者の行動、態度の倫理的指針および研究計画の審査に関する事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人から収集・採取する「人の行動、環境、心身等に関する情報・データ等」（以下「個人の情報・データ等」という。）とは、個人の思想、行動、個人環境、身体等に係る情報、データをいうものとする。
- (2) 「研究者」とは、本学の教員および本学で研究活動に従事する学部学生ならびに本学で研究活動を行う受託研究員、客員研究員その他研究に関わる者をいうものとする。
- (3) 「研究責任者」とは、当該研究を代表し、総括する者をいうものとする。
- (4) 「研究対象者」とは、研究のため個人の情報・データ等を提供し、研究の対象となる者をいうものとする。

## (研究の基本)

第3条 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、個人の生命、尊厳、基本的人権及び個人情報の保護を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 人を対象とする研究のうち、個人若しくは集団を対象に、その行動や心身等に関する情報及び環境についての情報を収集する作業を含む臨床・臨地人文社会科学の調査並びに実験研究については、法令に従うとともに、所属する学会・団体の倫理基準等を遵守しなければならない。

3 研究者が、個人の情報・データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法で行い、研究対象者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

## (研究者の説明責任)

第4条 研究者が、個人の情報・データ等を収集・採取するときは、研究者は、予め研究

対象者に対して研究結果に影響を及ぼさない範囲で、研究目的、研究成果の発表方法等、研究計画について分かりやすく説明しなければならない。

- 2 研究者は、個人の情報・データ等を収集・採取するにあたり、研究対象者に対し何らかの身体的、精神的負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、わかりやすく説明しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が、個人の情報・データ等を収集・採取するときは、予め研究対象者に対して、研究の趣旨、目的等について文書等を用いて十分な説明を行った上で、研究対象者の自由意思に基づいた同意を得ることを原則とする。

- 2 研究対象者の同意には、個人の情報・データ等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。
- 3 研究者は、研究対象者が不利益を受けることなく研究実施期間においていつでも、同意を撤回し研究への協力を中止する権利及び当該個人の情報・データ等の開示を求める権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。
- 4 研究者は、研究対象者から当該個人の情報・データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。
- 5 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。
- 6 研究者は、研究対象者が未成年で、かつ15歳以上の場合には、本人と親権者の同意を得ることを原則とする。ただし、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)の適用外の研究で、本学の学生を対象とする場合は、親権者の同意は不要とする。
- 7 研究者は、研究対象者が14歳以下の場合には、親権者の同意をもって本人の同意とみなすが、本人にも理解力に応じた説明を行い、承諾を得る努力を行わなければならない。
- 8 研究対象者からの同意は、原則として文書でもって行うものとし、研究者は、その記録を適切な期間保管しなければならない。研究対象者が同意を撤回したときは、その情報・データ等を廃棄しなければならない。
- 9 第1項の規定にかかわらず、予め研究の趣旨、目的等を明らかにすることができない場合は、この限りではない。
- 10 前項の場合、当該研究者は、事後に本人、親権者または本人に代わる者に当該研究の趣旨、目的等を説明し、同意を得なければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究者が第三者に委託して、個人の情報・データ等を収集・採取する場合は、この要綱の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

2 研究者は、必要に応じて研究目的等を研究対象者に直接説明しなければならない。

(学生の研究活動)

第7条 本学の学生が、人を対象とする研究を行う場合は、指導教員の指導の下に、本要綱を遵守するものとする。

(授業等における収集・採取)

第8条 教員が、授業、演習、実技、実験・実習等、教育実施の過程において、研究のために学生から個人の情報・データ等の提供を求めるときは、予め学生の同意を得ることを原則とする。

2 教員は、個人の情報・データ等の提供の有無により、学生に成績評価において不利益を与えてはならない。

(研究計画等の審査)

第9条 本学は、人を対象とする研究を行う研究責任者からの申請に基づき、研究の実施計画および出版公表計画等の審査を行うものとする。

2 前項の目的を達成するため、本学に、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会を設置する。

3 審査の手続等に関する事項は別に定める。

(庶務)

第10条 この要綱に関する庶務は、学務グループ地域づくり総合センター担当が行う。

(改廃)

第11条 この要綱の改廃は、全学教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。